

女川町結婚活動応援補助金

町内に在住し結婚を希望する者の出会いと結婚の機会拡大を図るため、宮城県が開設するみやぎ結婚支援センターに入会した方に対し、補助対象経費の2分の1相当額を補助します。

1 対象となる方

次の要件をすべて満たす場合に対象となります。

- (1) 令和6年4月1日以降にみやぎ結婚支援センターに入会した方（再入会した方を含む）
- (2) 本町に住所を有し、かつ、現に婚姻していない方
(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び補助金の交付申請時において婚姻を予定している方を除く)
- (3) 町税等に滞納がないこと
- (4) 女川町暴力団排除条例（平成25年女川町条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等ではないこと

2 補助金額

補助対象経費（入会登録料）に2分の1を乗じて得た額

例) 入会登録料：11,000円（税込）

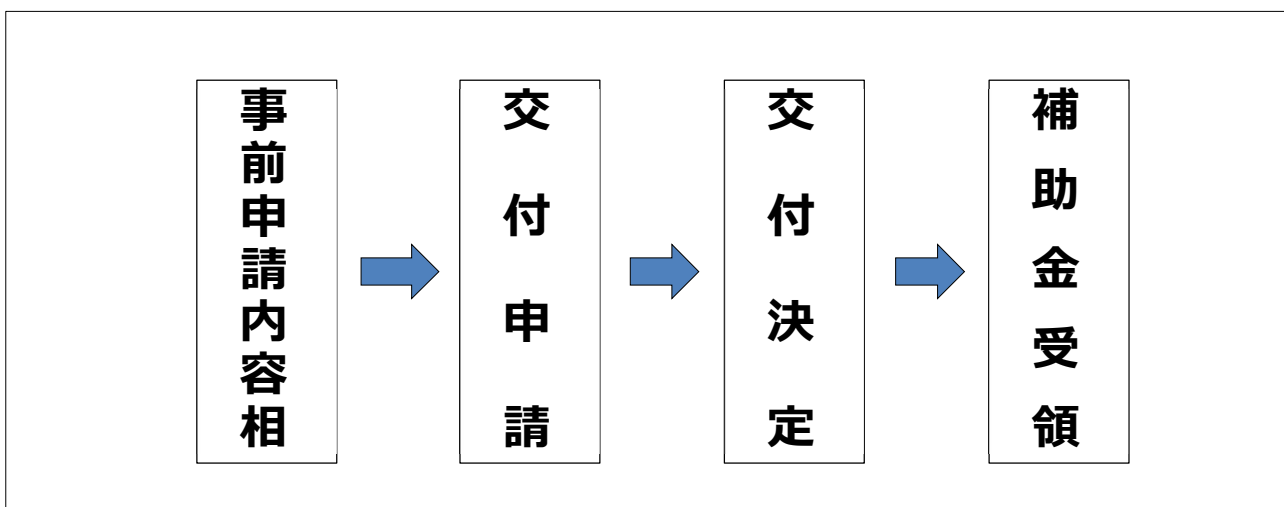
$$11,000 \times 1/2 = 5,500$$

補助額：5,500円

3 必要書類等

- ① 女川町結婚活動応援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② みやぎ結婚支援センターに入会登録料を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- ③ 振入先口座及び口座名義が確認できる通帳等の写し

4 申請の流れ



5 注意事項

- (1) 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回までとする。
- (2) 申請を行う前に申請内容の相談（確認）を行ってください。